

答 申

**1 審査会の結論**

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を非公開とした決定は妥当である。

**2 本件諮問に至る経緯**

- ( 1 ) 平成19年2月19日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求の提出があった。
- ( 2 ) 本件公文書公開請求の内容  
平成 年 月 日に島根県職員会館（松江市内中原町52）で、島根県教育庁高校教育課企画人事グループが、教職員からの意見聴取、面談等を行った際に、各人が記録したノート、記録紙等にある記録の全部公開・交付（以下「請求1」という。）及びそれらから高校教育課長への報告用に作成した文書、記録の全部公開・交付（以下「請求2」という。）
- ( 3 ) これらの請求に対して、実施機関は、請求1については公文書に該当しないという理由により、請求2については作成されていないため存在しないという理由により同年3月5日付けで非公開決定を行った。
- ( 4 ) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の非公開決定を不服として同年3月7日に異議申立てを行った。
- ( 5 ) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成20年2月15日付けで当審査会に諮問書を提出した。

**3 異議申立人の主張**

- ( 1 ) 異議申立ての趣旨  
本件公文書の非公開決定処分を取り消し、全部公開を求める。
- ( 2 ) 異議申立ての理由  
異議申立人の異議申立書による主張の要旨は、次のとおりである。
  - ア 条例第9条により、申立人の権利利益のために、全部の公開をしてもらうべきである。
  - イ 公務員（教員）の職務に関するものであり、職務の遂行に係る情報であるので、請求の権利もある。
  - ウ 「公文書」なので、公開された例もあり、公開可能である。（メモ書き、メモ帳、ノート、記録紙も公文書であると指摘した答申がある。）
  - エ 聴取に基づく情報、内容、経過等を高校教育課長への報告書として作成していないのは公文書不存在で（文書化してない）、職務怠慢である。

**4 実施機関の主張**

実施機関の非公開理由説明書による主張は、以下のとおりである。

- ( 1 ) 請求1について  
請求の対象となった面接は、児童生徒等に適切な指導が行えない教員等への対応

に関する要綱（以下「対応要綱」という。）第9条の規定に基づき、

所長から提出された報告書に係る事実確認及びそれに対する当該教員から提出される意見書の提出手続きの説明のために行われた。

事実確認後に当該教員から提出される意見書が島根県公立学校教員指導力審査委員会（以下「指導力審査委員会」という。）の資料として用いられるため、この面接では指導力審査委員会の資料に反映させる事を目的としての聴取内容の記録は特に行われていなかった。当時、面接を行った企画人事主事は、簡単なメモをとっていたが、これは指導力審査委員会に向けた業務の個人記録として、面接状況の概略を記録したものであって、共用文書としての役割を持つものではなかった。

したがって、請求のあった「記録したノート、記録紙等にある記録」は公文書には該当せず、個人所有のものとして非公開とした。

なお、この記録紙は、すでに廃棄されている。

(2) 請求2について

面接を行った企画人事主事から高校教育課長への状況報告は口頭で行われ、報告のための文書は作成されていない。

したがって、請求対象となる公文書は不存在である。

## 5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、対応要綱に基づき提出された報告書に係る事実確認のために行われた事情聴取の際の担当者のメモ及びこの事情聴取の状況を上司に報告する際に扱った文書である。

(3) 本件処分の妥当性について

本件公文書については、島根県個人情報保護審査会（以下「個人情報審査会」という。）において、以前審査した諮問第21号「特定日に担当職員が異議申立人から意見聴取した際に記録したもの及び課長への報告文書」と同一のものであることが認められた。

個人情報審査会での公文書該当性の判断は、島根県情報公開条例第2条第2項によりなされ、これは当審査会の判断根拠となる条文と同一である。よって、上記諮問第21号に係る判断は、本件と共通するものにならざるを得ない。

実施機関から諮問を受けた個人情報審査会では、平成20年5月28日付け個人情報審査会答申第17号（以下「先例答申」という。）において、「事情聴取を行う際に、担当者が備忘録として状況についてメモをとることは通常行われているが、当該事情聴取についての上司への報告は口頭で行われ、公文書は作成されていない。これは、研修又は支援を必要とする教員について、その効果に係る事実確認の記録が存在しないということであり、担当者のメモの組織共用性を否定する実施機関の説明はいささか疑問の残るところである。」として、公文書に該当する可能性があ

るとの判断をしている。

当審査会において検討した結果、先例答申における判断を変更すべき特段の事情を認めることができないが、仮に当該メモが公文書に該当する性質のものであったとしても、既に廃棄されており、公文書に該当するか否かの判断はできない。

(4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

( 諮問第 9 6 号に関する審査会の処理経過 )

年 月 日	内 容
平成 2 0 年 2 月 1 5 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 2 3 年 3 月 2 8 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 2 3 年 4 月 1 4 日 ( 審査会第 1 回目 )	審議
平成 2 3 年 5 月 2 6 日 ( 審査会第 2 回目 )	審議
平成 2 3 年 6 月 2 3 日 ( 審査会第 3 回目 )	審議
平成 2 3 年 7 月 2 1 日 ( 審査会第 4 回目 )	審議
平成 2 3 年 8 月 2 5 日 ( 審査会第 5 回目 )	審議
平成 2 3 年 9 月 1 5 日 ( 審査会第 6 回目 )	審議
平成 2 3 年 1 0 月 1 1 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

( 参考 )

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 ( 株 ) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
丸山 創	弁 護 士	
本藤三世子	( 財 ) しまね女性センター経営委員	